

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年1月20日 23時42分ごろ
発生場所	沖縄県久米島町鳥島南東方沖 久米島灯台から真方位022° 14.3海里付近 (概位 北緯26° 35.6′ 東経126° 50.0′)
事故の概要	貨物船HEROは、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年1月24日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 HERO（シエラレオネ共和国籍）、430トン
船舶番号、船舶所有者等	9084384（IMO番号）、PASARGAD CARGO SERVICES L.L.C
乗組員等に関する情報	船長（インドネシア共和国籍）、暫定締約国資格受有者承認証 船長 (シエラレオネ共和国発給)
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂を伴う凹損及び船底外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか7人（インドネシア共和国籍2人、イラン・イスラム共和国籍5人）が乗り組み、売船に伴う回航の目的で、シンガポール共和国に向けて鳥島付近を南西進中、鳥島南東方沖の浅瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.3m、船尾約3.3mであった。 船長は、鳥島周辺海域を航行するのは初めてであったが、事前に航行予定海域の水路調査を行っていなかった。 海上保安庁が受信したAIS（船舶自動識別装置）データによれば、令和4年1月20日21時00分ごろ～23時41分ごろの間における本船の航行の経過は、対地針路約240°、対地速力約10～11ノットでほぼ一定であった。
分析	本船は、初めての航行予定海域の水路調査が事前に行われておらず、乗組員が鳥島南東方沖の浅瀬の存在を認知していない中、売船回航の目的で南西進中、船長が、ほぼ一定の針路及び速力で航行していたことから、同浅瀬に向かっていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、初めての航行予定海域の水路調査が事前に行われておらず、乗組員が鳥島南東方沖の浅瀬の存在を認知していない状況で南西進中、船長が、ほぼ一定の針路及び速力で航行していたため、同浅瀬に向かっていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げた

	ものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 事前に航行予定海域の水路調査を行い、航行中、船位を確認して環礁等の浅所は避けて航行すること。